

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(更生会社等の課税期間)</p> <p>3-2-4 <u>更生会社等(会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下3-2-4において「更生特例法」という。))の適用を受けている法人をいう。以下3-2-4において同じ。)</u>の事業年度は、<u>会社更生法第232条第2項《事業年度の特例》又は更生特例法第148条第2項若しくは第321条第2項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時(その時まで更生手続が終了したときは、その終了の日。以下3-2-4において同じ。))に終了するのであるから、法第19条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該<u>更生計画認可の時</u>となることに留意する。</u></p> <p><u>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法第44条第3項《抗告》(更生特例法第31条又は第196条《更生手続開始の決定》の規定において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>会社更生法第199条第4項《更生計画認可の要件等》(更生特例法第120条第2項又は第290条第2項《更生計画認可の要件等》の規定において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>会社更生法第236条又は第237条《更生が困難な場合の更生手続廃止等》、更生特例法第152条第1項又は第325条第1項《更生が困難な場合の更生手続廃止等》</u>の規定において準用する場合を含む。の<u>規定による更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) 更生計画の認可決定後における<u>更生会社等の事業年度は、会社更生法第239条《更生手続終結の決定》(更生特例法第153条若し</u></p>	<p>(更生会社の課税期間)</p> <p>3-2-4 <u>更生会社の事業年度は、会社更生法第269条第2項《更生会社の事業年度》の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるから、法第19条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該<u>更生手続終了の日</u>となることに留意する。この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法第51条《開始決定の取消》の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>同法第232条《更生計画の認否》の規定による更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>同法第273条から第274条まで《更生計画認可前の廃止》</u>の規定による<u>更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) 更生計画の認可決定後における<u>更生会社の事業年度は、同法第272条《更生手続の終結》の規定による更生手続の終結の決定又は</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>くは第 326 条《更生手続終結の決定》の規定において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>更生手続の終結の決定又は会社更生法第 241 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》(更生特例法第 155 条若しくは第 328 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》)の規定において準用する場合を含む。)</u>の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、<u>当該更生会社等の定款に定める事業年度の終了の日において終了することに留意する。</u></p> <p>(電気通信役務に係る回線使用料等)</p> <p>5 - 5 - 12 電気通信事業法第 2 条第 5 号《定義》<u>に規定する電気通信事業者が同条第 3 号に規定する電気通信役務の提供に伴って収受する対価は「回線使用料」等と称している場合であっても、役務の提供の対価に該当する。</u></p> <p>したがって、電気通信設備を使用させることが電気通信役務に該当する場合において、当該電気通信設備が国内と国内以外にわたって敷設等されているものであるときは、法第 7 条第 1 項第 3 号《国際輸送等に対する輸出免税》に規定する国内及び国内以外の地域にわたって行われる通信に該当することとなる。</p>	<p><u>同法第 277 条《更生計画認可後の廃止》の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社の定款に定める事業年度の終了の日において終了することに留意する。</u></p> <p>(電気通信役務に係る回線使用料等)</p> <p>5 - 5 - 12 電気通信事業法第 2 条第 3 号《定義》<u>に規定する電気通信役務(同法施行規則第 3 条第 2 項《第一種電気通信事業の種類》、第 33 条の 2 第 2 項《一般第二種電気通信事業の種類》及び第 35 条第 2 項《特別第二種電気通信事業の種類》)に規定する電気通信役務がこれに該当する。)</u>の提供に伴って収受する対価は「回線使用料」等と称している場合であっても、役務の提供の対価に該当する。</p> <p>したがって、電気通信設備を使用させることが電気通信役務に該当する場合において、当該電気通信設備が国内と国内以外にわたって敷設等されているものであるときは、法第 7 条第 1 項第 3 号《国際輸送等に対する輸出免税》に規定する国内及び国内以外の地域にわたって行われる通信に該当することとなる。</p>